

議案第 23 号

飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市山田生涯学習館の廃止に伴う改正

飛驒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

飛驒市生涯学習施設条例（平成17年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置
飛驒市神岡東生涯学習館	飛驒市神岡町殿1020番地

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛騨市生涯学習施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案														
<p>第1条・第2条 略 (名称及び位置) 第3条 生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市神岡東生涯学習館</td> <td>飛騨市神岡町殿1020番地</td> </tr> <tr> <td>飛騨市山田生涯学習館</td> <td>飛騨市神岡町山田2059番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	名称	位置	飛騨市神岡東生涯学習館	飛騨市神岡町殿1020番地	飛騨市山田生涯学習館	飛騨市神岡町山田2059番地	<p>第1条・第2条 略 (名称及び位置) 第3条 生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市神岡東生涯学習館</td> <td>飛騨市神岡町殿1020番地</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	名称	位置	飛騨市神岡東生涯学習館	飛騨市神岡町殿1020番地	_____	_____	_____	_____
名称	位置														
飛騨市神岡東生涯学習館	飛騨市神岡町殿1020番地														
飛騨市山田生涯学習館	飛騨市神岡町山田2059番地														
名称	位置														
飛騨市神岡東生涯学習館	飛騨市神岡町殿1020番地														
_____	_____														
_____	_____														

飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

飛騨市山田生涯学習館の廃止に伴う改正

2 改正の内容

非耐震施設で使用に耐えない山田生涯学習館の廃止に伴い、改正するもの。

3 施行日 平成29年4月1日